

清須市保育園等入園基準指数表

2020年4月1日から適用

1. 基本指数					
No.	類型	区分	保護者の状況（同居の親族、その他の者が児童の保育にあたれない場合）	入園指数	
1	就労	居宅外就労 ・被雇用者 ・自営業中心者 ・農業中心者	月20日以上 (週5日以上)	8時間（週40時間）以上の就労を常態	20
2				7時間（週35時間）以上の就労を常態	19
3				6時間（週30時間）以上の就労を常態	18
4				5時間（週25時間）以上の就労を常態	16
5			月16日以上 (週4日以上)	8時間（週32時間）以上の就労を常態	18
6				7時間（週28時間）以上の就労を常態	17
7				6時間（週24時間）以上の就労を常態	15
8				5時間（週20時間）以上の就労を常態	13
9			月12日以上 (週3日以上)	8時間（週24時間）以上の就労を常態	15
10				7時間（週21時間）以上の就労を常態	14
11				6時間（週18時間）以上の就労を常態	12
12				上記以外で月60時間以上の就労（休憩時間を除く）を常態とする場合	
13			自営業・農業協力者	上記指数より2点減点	8～18
14		居宅内就労 ※3歳児以上	自営業中心者	居宅外就労の指数より2点減点	8～18
15				自営業協力者	居宅外就労の指数より4点減点
16			内職	居宅外就労の指数より5点減点	5～15
17				※居宅内就労でも危険な作業に従事している場合は、3歳児未満の申込可	
18			月60時間以上の就労実績が3ヶ月未満	居宅外・居宅内就労の指数より1点減点	▲1
19			就労内定者（入所時就労開始予定者）	居宅外・居宅内就労の指数より2点減点	▲2
20	求職活動	求職活動（起業準備活動）のために昼間外出を常態としている場合 (最長90日間)	生計中心者	6	
21			その他	4	
22	出産	出産の前後で、保育が必要な場合（産前3ヶ月産後2ヶ月）		16	
23	疾病 負傷	入院	概ね1ヶ月以上の入院の場合（必要な期間）	20	
24		居宅内	概ね1ヶ月以上の常時臥床（必要な期間）	20	
25			週3日以上かつ概ね1ヶ月以上の通院を必要とする場合（必要な期間）	16	
26			概ね1ヶ月以上の上記以外の場合一般療養（必要な期間）	10	
27	心身 障がい	身体障害手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4・5級		20	
28		身体障害手帳3級、療育手帳B判定、精神障害者保険福祉手帳3級、要介護3級		17	
29		身体障害手帳4級以下 療育手帳C判定 要介護1・2級		14	
30	同居親族 の 介護・看護	身体障害手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4・5級の同居親族を昼間5時間以上介護・看護等している場合（必要な期間）	週5日以上（月20日以上）	20	
31			週4日以上（月16日以上）	18	
32			週3日以上（月12日以上）	16	
33		身体障害手帳3・4級、療育手帳B判定、精神障害者保険福祉手帳3級、要介護3級の同居親族を昼間5時間以上介護・看護等している場合（必要な期間）	週5日以上（月20日以上）	18	
34			週4日以上（月16日以上）	16	
35		週3日以上（月12日以上）	14		
36		上記以外の同居親族を週5日以上かつ昼間5時間以上介護、又は看護等している場合（必要な期間）		12	
37	就学技能 習得	昼間、次に定める学校等への通学または通所を常態とする場合 ①学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校 ②国、都道府県もしくは市町村が設置する職業訓練施設またはこれに準ずる技能施設 ③就労または事業開始に必要な資格または技能の習得のための専門学校	月20日以上 (週5日以上)	8時間（週40時間）以上の就学技能習得を常態	18
38				7時間（週35時間）以上の就学技能習得を常態	17
39				6時間（週30時間）以上の就学技能習得を常態	16
40				5時間（週25時間）以上の就学技能習得を常態	14
41		月16日以上 (週4日以上)	8時間（週32時間）以上の就学技能習得を常態	16	
42			7時間（週28時間）以上の就学技能習得を常態	15	
43			6時間（週24時間）以上の就学技能習得を常態	13	
44			5時間（週20時間）以上の就学技能習得を常態	11	
45		月12日以上 (週3日以上)	8時間（週24時間）以上の就学技能習得を常態	13	
46			7時間（週21時間）以上の就学技能習得を常態	12	
47			6時間（週18時間）以上の就学技能習得を常態	10	
48		上記以外で月60時間以上の就学技能習得（休憩時間を除く）を常態とする場合		8	

2. 調整指数			
No.	区分	要件	調整指数
1	保護者単位	父・母いずれかが市内認可施設の保育士・保育教諭で週40時間以上勤務している場合	6
2		父・母いずれかが市内認可施設の保育士・保育教諭で週30時間以上勤務している場合	4
3		父・母いずれかがNo.26の疾病・負傷で国指定難病の治療中の場合	6
4	世帯単位	ひとり親世帯（死亡、離婚、未婚）	10
5		ひとり親に準ずる世帯（行方不明、拘禁中、離婚調停中、単身赴任等による別居）	5
6		生活保護世帯	10
7		3ヶ月以上保育料及び給食費を滞納している世帯（兄弟姉妹卒園児分含む）	▲ 10
8		保育を行うことができる18歳以上65歳未満の児童の祖父母もしくは兄弟等が同一敷地内に住居を構えて居住している場合	▲ 4
9		居宅内就労で危険な作業（火気・刃物・劇物・機械等の危険物を扱う業種）に従事している場合	2
10		年齢上限がある地域型保育事業の卒園予定者の申込の場合	4
11	児童単位	兄弟姉妹が既に市内認可施設に入所している場合（入所時に在園している場合）	4
12		出産休暇、育児休業取得により、清須市の保育園・認定こども園・小規模保育事業を一度退園し、保護者の育児休業明け（育児休業明け前の早期復帰含む）に入園申込の場合。No.14との重複不可。	4
13		上記以外で2人以上同時に保育園・認定こども園・小規模保育事業に入園申込の場合	2
14	特例	児童福祉の観点から、特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合	※
15		災害の復旧にあっている場合	※

※要件の内容、状況によって優先度を判断する。

【基本指数】 ※基本指数は、複数の類型に該当する場合、指数の合算はせず、類型の中で一番高い指数とする。

- ・ No.1～11：各就労時間は休憩時間を含む、ただし、就労の最低条件の月60時間の就労時間には休憩時間を除く。
- ・ No.1～13：自営・農業中心者は、開業届、確定申告での事業主又は、家族専従者の届出があり、事業の従事時間及び給与が中心者として認められる者とする。これ以外の者は協力者とする。
- ・ No.24～26：疾病・負傷の指数について、日中お子さんの保育ができない旨と、療養期間の記載がある診断書が必要。記載がない場合は、求職の指数を適用する。
- ・ 入園決定後、就労日数、時間を変更予定の場合は、変更後の就労状況に該当する指数からNo.18と同様に2点減点する。

【調整指数】

- ・ No.4：ひとり親に準ずる世帯のうち、「離婚調停中」・「単身赴任」とは、保護者の住民票が別になっている場合を指す。
- ・ No.13：育児休業からの復職による申込みで、育児休業給付金の受給資格がなく、かつ産前休暇前の就労実績が6ヶ月未満の場合は、適用しない。